

お客さま本位の業務運営に関する取組方針（新旧対照表）

高知県信用農業協同組合連合会

新	旧
上述（省略） 1. お客さまへの最適な商品提供 （1）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、<u>お客さまの属性・適合性を確認したうえで</u>、多様なニーズにお応えできる<u>金融商品を提供</u>します。 <u>また、製販全体でお客さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入したお客様の属性や販売状況を定期的に投資運用会社に情報提供するなど情報連携を行い、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ、商品の選定・提供を行います。</u> なお、当会は金融商品の組成に携わっておりません。 <u>（プロダクトガバナンスとは、金融機関が顧客に良質な金融商品やサービスを提供するため、当該商品の組成や運用を適切に行うこと）</u> 【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、<u>6、7</u>）、<u>補充原則1～5本文および（注）</u>】 （2）投資信託につきましては、お客さまにとって選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞ってご用意しております。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】 2. お客さま本位のご提案と情報提供 （1）お客さまの投資目的・リスク許容度・ニーズ等について、ファンドマップや資産運用スタイル診断シートを活用し把握	上述（省略） 1. お客さまへの最適な商品提供 （1）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ<u>たうえで、お客さまの</u>多様なニーズにお応えできる<u>ものを選定</u>します。 <u>（追加）</u> なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。 <u>（追加）</u> 【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3<u>（追加）</u>】 （2）投資信託につきましては、お客さまにとって選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞ってご用意しております。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】 2. お客さま本位のご提案と情報提供 （1）お客さまの投資目的・リスク許容度・ニーズ等について、ファンドマップや資産運用スタイル診断シートを活用し把握

新	旧
するとともに、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせた商品をご提案し、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明いたします。 <u>また、適合性チェックシートを活用し、お客さまの属性・適合性を判断したうえで商品の販売をいたします。</u>【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、<u>3</u>、4、5)】 (2) お客さまの安定的な資産形成に資するよう継続投資に適した「長期・分散・安定」型投資の商品を中心に提案を行います。【原則 4、原則 5 本文および(注 <u>1～5</u>)、原則 6 本文および(注 <u>1、2、4、5</u>)】 (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】 3. 利益相反の適切な管理 (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および(注)】 (2) 「重要情報シート」等の活用により利益相反が生じる可能性等を具体的に説明し、商品間の比較検討をしていただきやすくします。【原則 3 本文および(注)】 (3) 「利益相反管理方針」に基づき、利益相反管理統括部<u>署</u>による月次・年次モニタリングを実施し、お客さまの保護と正当な利益保護に努めるための適切な管理を行います。【原則 3 本文および(注)】 4. (省略)	するとともに、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせた商品をご提案し、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明いたします。 <u>(追加)</u> 【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、<u>(追加)</u> 4、5)】 (2) お客さまの安定的な資産形成に資するよう継続投資に適した「長期・分散・安定」型投資の商品を中心に提案を行います。【原則 4、原則 5 本文および(注 <u>1～5</u>)、原則 6 本文および(注 <u>1、2、4、5</u>)】 (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】 3. 利益相反の適切な管理 (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および(注)】 (2) 「重要情報シート」等の活用により利益相反が生じる可能性等を具体的に説明し、商品間の比較検討をしていただきやすくします。【原則 3 本文および(注)】 (3) 「利益相反管理方針」に基づき、利益相反管理統括部<u>所</u>による月次・年次モニタリングを実施し、お客さまの保護と正当な利益保護に努めるための適切な管理を行います。【原則 3 本文および(注)】 4. (省略)

新	旧
(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」 <u>(2024年9月改訂)</u> との対応を示しています。	(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」 <u>(2021年1月改訂)</u> との対応を示しています。

附則 この方針の改正は、令和7年10月1日から適用する。